

別表

補助事業名	事業内容	補助対象団体等	補助基準額	補助対象経費
介護福祉士資格取得支援事業	県内に所在する事業所等は、職員等が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」等を受講、または講師として職員を派遣する際に必要となる代替要員を新たに雇い上げる。	県内に所在する (1)介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業所及び施設 (2)老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく事業所及び施設 (3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業所 (4)その他介護職員の配置が必要とされている社会福祉施設	代替職員の雇用に要する人件費の1/2以内	代替職員の 通勤手当を含み、時給1,000円、日額8,000円、月額168,000円を上限とし、これに満たない場合は人件費の実負担額とする。 （注）上記「人件費」とは・・・事業者の定める給与規定等に基づき、代替職員に対して支給された給与等（賞与、通勤費、各種手当を含む。）と社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料及び労働保険料）事業主負担分との合計。ただし、介護職員処遇改善交付金による賃金改善相当分を除く。